

■会議結果報告書■

会議の名称	令和５年度第１回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会
日時・場所	令和５年７月28日（金）14：00開会 みどりの推進部大会議室（WEB会議）
出席委員 （7名/9名中）	藤原 里佐（部会長）、高橋 千洋、大場 信一、北川 聡子、斎藤 規和、椎木 仁美、箭原 恭子（敬称略）
傍聴者数	2名

議事	概要等
議題１：「札幌市子どもの貧困対策計画」の令和４年度実施状況及び「第２次札幌市子どもの貧困対策計画」素案について	<事務局説明> １．令和４年度実施状況について ２．「第２次札幌市子どもの貧困対策計画」素案について 事務局より、以下の資料について説明。 ○資料１-１：札幌市子どもの貧困対策計画 2018～2022 令和４年度（2022年度）実施状況報告 <総括> ○資料１-２：札幌市子どもの貧困対策計画 2018～2022 令和４年度（2022年度）実施状況報告<個別事業の実施状況> ○資料１-３：「第２次札幌市子どもの貧困対策計画策定スケジュール」 ○資料１-４：「第２次札幌市子どもの貧困対策計画（素案）概要版」 ○資料１-５：「第２次子どもの貧困対策計画（素案）本書」 <主な質問及び意見> （委員） 令和４年度実施状況報告の資料１-１のＰ８の「第２子以降の保育料無償化事業」について、対象を認可保育施設としているが、認可外の保育施設であっても、運営等について適正な監査を受けている企業主導型保育施設も対象として良いのではないかと。 （部会長） 企業主導型保育施設は無償化事業の対象に含まれていないのか。 （事務局） 確認のうえ、後日回答させていただきたい。 （委員） 国の社会的養護推進計画においては、里親等委託率（里親とファミリーホームへの委託率）が指標として都市間比較等に用いられるが、札幌市では里親とファミリーホーム、地域小規模児童養護施設をまとめた「家庭的養育環境」として指標設定している。札幌市は里親等委託率が高いため、家庭養護と家庭的養護を分けて設定した方が良いのではないかと。 （事務局） 本市においては地域小規模型児童養護施設の設置が進んでいるため、現時点では家庭的養育環境の施設を含めた指標設定としているところ。今後の指標設定については、いただいた意見を踏まえ、検討していきたい。 （委員） 計画素案の資料１-５のＰ45の指標に「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合」について、61%というのは自己肯定感の値として国際的

	な比較から非常に高い印象を受けるが、どのように調査・測定しているのか。 (事務局) 札幌市教育委員会では実施している令和4年度の札幌市内の市立学校の小学5年生と中学2年生を対象とした悉皆調査「学習などについて」のアンケート結果による。 (委員) 同じくP45の指標に「札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち、就職・職業訓練など進路が決定した割合」があるが、就職や職業訓練などの進路が決定した後、早く辞めてしまう人の把握が必要と思うが、決定後、就職等がその後も継続されているかのリサーチは行っているか。 (事務局) 若者支援施設では、就職等が定着されるようフォローアップの取組を行っているが、進路が決定すると施設を離れるケースもあり、全ては追跡出来ていない。今後の課題として検討していきたい。 (委員) 資料1-1のP13に記載の、自立支援相談登録者の内訳（登録理由）が分かれば、施策を展開する上でのヒントになるのではないか。 (事務局) 本市としても、登録者の状況を分析した上でターゲットに合った施策を講じることが重要だと考えており、そのような観点をもって今後の施策を検討していきたい。
議題2：母子生活支援施設の在り方検討について「母子生活支援施設の目指すべき方向性（素案）について」	<事務局説明> 事務局より、以下の資料について説明。 ○資料2：札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性について（素案） <主な質問及び意見> (委員) 在所年数が長いケースがあるが、退所要件はあるか。 (事務局) 子どもの年齢が18歳に到達すると退所となるが、それ以外の退所要件は特に無く、自立可能となれば退所している状況。 (委員) 札幌市における適正な規模とはどのようなものか。 (事務局) 児童福祉法に基づく対象者を基本とし、各施設の運営の安定化を図れる規模感とニーズに対応した機能強化を両立したうえでどの程度拡大できるかを、各施設の意見等も確認しながら検討している段階である。 (委員) 母子生活支援施設における心理療法の対象者や相談方法など運用状況について教えていただきたい。 (事務局) 母親と子ども双方を対象に、希望者に対し実施している。希望者が事前予約のうえ、施設に配置された非常勤の心理療法担当職員に相談を行う仕組みであり、現場からは施設職員以外に相談できる点や心理の専門職員に相談できる点が有効との意見が出ている。
議題3：社会的養	<事務局説明>

護経験者へのヒアリング結果について	事務局より、以下の資料について説明。 ○資料 3-1：社会的養護経験者へのヒアリング結果 資料 3-2：社会的養護経験者へのヒアリング結果と今後の対応方針（案） ＜主な質問及び意見＞ （委員） 経験者へのヒアリングは重要だが、サンプル数が少ない。他にも北海道大学や旭川市立大学の先生が社会的養護経験者へのヒアリングを行っているため、それらも参考にし、今後の施策や児童相談所の業務に反映していただきたい。 （事務局） 今後もヒアリングや各ワークショップ等の結果を踏まえ、できるだけ多くの経験者の声を施策に反映させていきたい。
議題 4：里親の認定について	※決議により非公開とした。